

会議録

会議の名称	令和7年度第4回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和7年12月23日（火曜日）午後7時00分から午後7時29分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	出席：嶋田委員、南委員、本下委員、平山委員、三輪委員、岸保委員、五十嵐委員、渡辺委員、篠宮委員、石井委員、松山委員、福田委員、濵谷委員 欠席：保谷委員、伊集院委員 事務局：市民部長、保険年金課長、国保給付係長、国保加入係長、国保加入係主査
議題	【審議事項】 令和8年度の国民健康保険料のあり方について
会議資料の 名 称	資料1 案①・② 年間保険料について 資料2 保険料賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて (案) 参考資料 令和7年度の国民健康保険料のあり方について（答申）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開会	
<p>○会長 令和7年度第4回国民健康保険運営協議会を開会する。 (傍聴について)</p> <p>○会長 傍聴者がいるので、傍聴を許可する。事務局から本日の議事進行について説明を求める。 (事務局、議事進行説明、配付資料の確認)</p> <p>○事務局 本日の協議会は定足数を満たしているので、成立している。</p>	
2 議題	
<p>(1) 審議事項について</p> <p>○会長 継続審議となっている「令和8年度国民健康保険料のあり方について」、事務局から説明を求める。 (事務局 資料1、資料2により説明)</p> <p>○会長 事務局から説明があったが、前回の会議で審議会として、案①及び案②で審議を進めることとなっている。今回の資料は前回示された案①及び案②に、子ども子育て分が反映された資料となっている。各案の保険料率や影響額などを見て、改めて各案について、意見を伺いたい。</p> <p>○委員 上げないと今後どうにもならないが、少しでも負担は少ない方が良い。子ども・子育て分を加味すると、案②が良い。</p>	

- 委 員 資料1を見ると、案①も案②も年間保険料にそれほど差はないが、直近の上げ幅を抑えつつ計画通りに上げていくということを考えると、案②が良いと思う。
- 委 員 子ども・子育て支援金の具体的な数字を見ても、案②が良いと思う。
- 委 員 少しでも負担は少ない方が良いので、案②が良い。
- 委 員 案②が良い。ずっと据え置いてきたところで値上げするので、大分上がってしまうが、今回はご了承いただくということでお願いしたいと思う。
- 委 員 案②が良いと思う。
- 委 員 子ども・子育て分のはっきりした金額が出てきたので、案②で良いと思う。
- 委 員 案②が良いと思う。
- 委 員 案②が良いと思う。
- 委 員 案②が良いと思う。
- 委 員 案②が良いと思う。
- 委 員 皆さんの意見と同様、案②が良いと思う。
- 会 長 全員が案②が良いとの意見をいただいた。本協議会として、案②を協議会の意見とすることによろしいか。（異議なし）
- 事務局 子ども・子育て支援金分は、令和8年度、令和9年度、令和10年度と段階的に上がっていく、令和10年度以降は同じ水準で推移していく。今回東京都から示された令和8年度の子ども・子育て支援金納付金は1億3千2百万円で、令和9年度以降は少しずつ上がっていくという状況である。案②での簡易な計算では約1億6千万の保険料の增收となり、子ども・子育て支援金分を含めると約3億円の增收となる。
- 会 長 次に保険料賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについては、参考資料の「令和7年度の国民健康保険のあり方について（答申）」の「2 答申事項の（2）」をご覧ください。「令和7年度税制改正において、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡充が予定されている。国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い実施すること。」として答申を行っている。
- 令和8年度についても、「令和8年度税制改正大綱」が示され、12月26日に閣議決定される予定となっていることを踏まえ、「令和8年度の保険料賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて」、本協議会として、「令和8年度税制改正大綱」で示され、国民健康保険料で同様の政令改正が実施された際には、政令に従い、見直しを実施するということによろしいか。（異議なし）
- その他、事務局から何かあるか。
- 事務局 保険料賦課限度額及び軽減判定所得基準についてはコロナ渦の時期を除いて例年改定されている状況である。税制改正が閣議決定された後、1月下旬に保険料についても同様の政令改正を行うということで、先ほどの会長の発言にあった、「答申事項（2）」のような形で答申を作成している状況である。
- 会 長 本協議会は、事務局の説明のとおり、政令改正が実施された際には、政令に従い、

引き上げを承認することとする。

それでは、各委員の皆様の意見を集約して、協議会としては「令和 8 年度の保険料の改定」については、この間、協議してきた案②による改定が望ましいとの結論により市長に対して答申を行いたいと思う。

また、昨今の物価高騰等、これは国民健康保険の被保険者のみならず全市民が直面している課題である。西東京市国民健康保険の責任者である市長においては、西東京市の国民健康保険財政健全化計画による法定外繰入金を確実に解消していただく一方で、その時々の市民の生活、市政の状況を十分に汲み取ってご判断願いたい そのような主旨の意見を添えて、答申を考えたいと思う。

内容については、副会長とも相談の上、答申の案文は、委員の皆様にもご覧になつていただき、そのうえで調整させていただく。協議会としては、そのような対応したいと思うが、よろしいか。 (異議なし)

3 そ の 他

○会 長 最後「その他」だが、事務局から何かあるか。

○事務局 答申書（案）を作成し、各委員に郵送またはメールにて送付するので、確認いただきたい。

事前に確認を依頼した第3回会議の会議録について、確定してよろしいか。 (異議なし)

4 閉 会

○会 長 以上で閉会する。

午後 7 時 29 分 閉会